

平成30年飯田市議会第1回定例会まとめ（3月22日提出分）

総括	
報告案件	1件
人事案件	1件
条例案件	1件
一般案件	1件
予算案件	1件
決算認定	1件
計	1件

案件の概要

議案第58号 平成30年度航空写真撮影及び写真地図作成に関する事務の受託について
【固定資産の評価替えに伴う航空写真撮影及び写真地図作成業務について、阿智村、平谷村、下條村及び泰阜村から事務の委託を受けようとするもの。】

資料番号
No. 2

平成30年飯田市議会第1回定例会
付託議案一覧表（追加分）

3月22日上程分

【一括付託分】

◎ 総務委員会付託議案 (1件)	
議案第58号	平成30年度航空写真撮影及び写真地図作成に関する事務の受託について

平成30年飯田市議会第1回定例会

議事日程（第4号）

月	日	曜日	日	程
3	22	木	午前10時	開議
			日程第1	会議成立宣言
			日程第2	会議録署名議員指名
			日程第3	委員長報告
			(1)	リニア推進特別委員会
			(2)	総務委員会（陳情4件）
			(3)	社会文教委員会（請願2件）
			(4)	産業建設委員会（陳情1件）
			日程第4	議案審議
			(1)	総務委員会付託議案（14件） 議案第3号から議案第10号まで、議案第21号、議案第39号、 議案第49号、議案第50号、議案第52号及び議案第57号 委員長報告、質疑、討論及び採決
			(2)	社会文教委員会付託議案（21件） 議案第11号から議案第17号まで、議案第30号から議案第33号まで、 議案第35号から議案第37号まで、議案第40号、議案第41号、 議案第45号から議案第47号まで、議案第51号及び議案第53号 委員長報告、質疑、討論及び採決
			(3)	産業建設委員会付託議案（16件） 議案第18号から議案第20号まで、議案第22号から議案第25号まで、 議案第28号、議案第29号、議案第38号、議案第42号、議案第43号、 議案第48号及び議案第54号から議案第56号まで 委員長報告、質疑、討論及び採決
			(4)	各常任委員会付託議案（2件） 議案第34号及び議案第44号 委員長報告、質疑、討論及び採決
			(5)	追加議案 委員会付託議案（1件） 議案第58号 説明、質疑、委員会付託 総務委員会 第一委員会室 委員長報告、質疑、討論及び採決
			日程第5	閉会中の継続審査の申し出
			日程第6	議員派遣
				閉会

平成30年3月22日

飯田市議会議長 様

飯田市議会
総務委員長

閉会中の継続審査（調査）の申出書

本委員会は、飯田市議会委員会条例（昭和44年条例第30号）第2条に規定する所管事務のうち次の事項について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第1号）第98条第1項及び第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事項
地域コミュニティのあり方について
- 2 目的及び理由
議会報告会において、市民から出された意見等に基づき政策的な課題設定を行い、調査・研究を行うことで政策づくりにつなげていくため
- 3 方法
「議会報告会における意見等の取扱いについて」に基づき実施
- 4 期間
平成30年3月23日から調査終了まで

平成30年3月22日

飯田市議会議長 様

飯田市議会
社会文教委員長

閉会中の継続審査（調査）の申出書

本委員会は、飯田市議会委員会条例（昭和44年条例第30号）第2条に規定する所管事務のうち次の事項について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第1号）第98条第1項及び第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事項
子育てに最適な地域づくりについて
- 2 目的及び理由
議会報告会において、市民から出された意見等に基づき政策的な課題設定を行い、調査・研究を行うことで政策づくりにつなげていくため
- 3 方法
「議会報告会における意見等の取扱いについて」に基づき実施
- 4 期間
平成30年3月23日から調査終了まで

平成30年3月22日

飯田市議会議長 様

飯田市議会
産業建設委員会

閉会中の継続審査（調査）の申出書

本委員会は、飯田市議会委員会条例（昭和44年条例第30号）第2条に規定する所管事務のうち次の事項について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第1号）第98条第1項及び第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事項
交流・定住人口増につなげる飯田の強みを活かした産業振興について
- 2 目的及び理由
議会報告会において、市民から出された意見等に基づき政策的な課題設定を行い、調査・研究を行うことで政策づくりにつなげていくため
- 3 方法
「議会報告会における意見等の取扱いについて」に基づき実施
- 4 期間
平成30年3月23日から調査終了まで

議員派遣について

平成 30 年 3 月 22 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 13 項及び飯田市議会会議規則（昭和 54 年飯田市議会規則第 1 号）第 160 条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

1 東海市議会議長会定期総会

- (1) 派遣の目的 東海市議会議長会定期総会に出席することにより、共通する課題等についての情報や意見の交換を行うため
- (2) 派遣の場所 静岡県静岡市
- (3) 派遣の期間 平成 30 年 4 月 19 日（木）～4 月 20 日（金）
- (4) 派遣する議員 副議長 永井 一英

2 北信越市議会議長会定期総会

- (1) 派遣の目的 北信越市議会議長会定期総会に出席することにより、共通する課題等についての情報や意見の交換を行うため
- (2) 派遣の場所 富山県富山市
- (3) 派遣の期間 平成 30 年 4 月 26 日（木）～4 月 27 日（金）
- (4) 派遣する議員 副議長 永井 一英

3 伊那谷三市議会連絡協議会

- (1) 派遣の目的 三市が協力して伊那谷の興隆を図るよう、三市に共通する課題等についての情報や意見の交換を行うため
- (2) 派遣の場所 長野県伊那市
- (3) 派遣の期間 平成 30 年 5 月 17 日（木）
- (4) 派遣する議員 副議長 永井 一英

4 議会改革推進会議管外視察

- (1) 派遣の目的 議会改革に係る調査研究の一環として実施する先進地の視察研修であるため
- (2) 派遣の場所 長野県安曇野市、長野県佐久市
- (3) 派遣の期間 平成 30 年 5 月 9 日（水）
- (4) 派遣する議員 副議長 永井 一英
後藤 莊一、木下 徳康、清水 優一郎、小林 真一、
福澤 克憲、山崎 昌伸、福沢 清、吉川 秋利

平成 30 年 3 月 22 日

飯田市議会
議長 清水 勇 様
議会運営委員会
委員長 村松まり子 様

議会改革推進会議
委員長 後藤 荘

飯田市議会における反問権の付与の検討について（中間報告）

平成 29 年 9 月 13 日の議会運営委員会の決定により、当委員会で検討を進めることとなったこのことについて、下記のとおり報告します。

記

1 反問権の定義及び議会での反問権付与の検討について

飯田市議会は、市の意思決定の場としての議会における議論を尽くすため、市執行機関に反問権を付与する方向で検討する。

(反問権の定義)

反問権は、議会での質疑答弁が的確に行われるために、質問及び質疑に対して、その趣旨を明確にすることを目的として、答弁者から発言議員に問うものである。

(議会での反問権付与の理由)

- 市議会は「言論の府」であり、市の意思決定の場であることから、よりの確な議論が行われることが期待される。
- 市議会における議論は、市民の福祉の増進に資するための政策実現に向けたものであることから、その内容が理解されるために、論点や争点が市民に明確に伝わる必要がある。
- 反問権の付与により議論の活性化が図られることは、議員個々の資質向上にもつながり、もって議会力の向上に寄与することが期待される。

2 これまでの経過及び今後の予定（平成 29 年度～）

○8月 23 日

・市長から議長あてに、飯田市議会における反問権の検討についての要望書が提出される。

○9月 13 日 議会運営委員会

・議会改革推進会議で反問権の検討を行うことが決定。

○9月21日 第4回 議会改革推進会議

- ・今後の進め方を協議。

市側からの要望の中に、「検討の過程において市側職員の参加の配慮を」とあるので、その対応として、まず、市側の真意、要望の背景について11月17日に説明を受ける。委員会内で案を検討し、その後、議員全員で共有をし、方向性が出たら、市側も同席してもらおうこととする。

○10月17日 第5回 議会改革推進会議

- ・反問権の検討について、今後の進め方を決定する。

○11月17日 第6回 議会改革推進会議

- ・市側から総務部長、総合政策部長、総務文書課長、企画課長が出席し、反問権の検討要望の趣旨及び背景について、市側(今村総合政策部長)から説明を受ける。(質疑・応答の後、市側職員は退席してもらう。)
- ・反問権の付与について協議し、飯田市議会において、これまで反問権について、どのような検討がされてきたのか、経過を委員会で共有する必要があるとの結論に至り、次回の委員会で確認することに決定。

○12月15日 第7回 議会改革推進会議

- ・前回の委員会の結果に基づき、飯田市議会における反問権の検討経過を確認。
* 飯田市議会における反問権の検討経過は、別紙補足資料のとおり。

○1月12日 第8回 議会改革推進会議

進め方の意見として

- ・反問権を認める目的(理由)を委員が共通認識としてもち、その後、議員全体で共通認識するとした。
- ・正副委員長が、議会としての反問権を認める目的(理由)をまとめ、それに対して各委から意見をもらい、次回の委員会で、委員会案をまとめることを確認した。
- ・他自治体の反問権に関する要綱等を配布。(栗山町、滝沢市、四日市市議会等)

○2月20日 第9回 議会改革推進会議

- ・議会としての反問権の定義と反問権の付与の目的(理由)の委員会案について協議し、正副委員長に一任してまとめ、各会派で意見をもらうことを確認。
- ・反問権に関する視察について、時期を5月連休明けとし、視察先は、長野県内3自治体の議会を候補とする方向で検討することを確認。

○3月15日 第10回 議会改革推進会議

- ・反問権の定義と反問権を付与する目的(理由)の委員会案について、会派からの意見を確認。
- ・反問権に関する視察先を決定。第1回定例会で議員派遣の手続きをすることを確認。

(視察の予定)

5月9日 反問権の運用規程と行使の事例がある安曇野市議会、佐久市議会を視察。

飯田市議会における 反問権の検討経過

★反問権の検討のきっかけ

H19.9～10 議会定数特別委員会

- 10月30日号 いいだ市議会だよりには議会定数削減に関する考え方以外の
⑥その他（新たな議会改革）の中で市民パワーの考え方として
「市長の反問権付与」が掲載される。
市議会ホームページにも会派別の考え方として同様の表示がある。

H20.8.11 第13回 議会改革検討委員会

市民パワーから、議会改革検討委員会に7項目の提案し、その中に反問権付与があった。

（＊会議記録概要版から抜粋）

- 委員長:市民パワーから提案されている「(8)その他」について、どのように扱ったら良いか。
 - 原和:そのことも含めて、各会派で意見を持ち寄れば良い。
 - 委員長:「(8)その他」についても、各会派で検討してきてほしい。
- *協議結果 (4)市民パワー提案の検討項目に対して、その取り扱いも含めどのように考えるか、各会派で検討する。

H20.10.8 第14回 議会改革検討委員会

（＊会議記録概要版から 反問権に関する部分のみ抜粋）

(2)市民パワー提案の検討事項とその取り扱いについて

〈提案項目について事務局説明の後、清水委員から補足説明〉

- 清水可: ⑤は、理事者側に不明な点等について発言権を与え、双方の緊張感を確保すること。
- 委員長:①は整理できた。⑥を除いた②から⑤について、各会派の検討事項となっていたので、全体を通して何か意見はないか。
- 原勉:⑤反問権については、質問時間等との整合を図る必要がある。執行機関側のキャラクターの問題もある。聞いている側からすると、議論がかみ合わない印象はあるかも知れない。整理すべき課題があるため、今後、議論を深めていく必要がある。
- 吉川:⑤反問権については、そもそも、反問する側の意思の確認ができないのではないか。
(中略)
- 委員長:⑤については
- 原勉:時間配分がある中で、演説をされると終わってしまう。つまり、党首討論のようになっていくということ。時間的に余裕があればよいが、反問権という言葉が独り歩きすると、視野が狭くなってしまう。
- 清水可:懸案事項については、委員会として残された時間がないため、申し送りが可能なものと無理なもので整理してもらえばよい。
- 原勉:議論をしたということを申し送るということでない、拘束することになる。
- 委員長:反問権について説明を
〈事務局:久保田次長による説明〉
- 原勉:有権者側からすると議論がわかりにくいとの指摘がある。課題もあり、これから議論を深めていけばよい。
- 原勉:次の議会の人たちに、決めたことは7項目であるとまとめるべき。最初に各会派から出された課題や議論があったということを伝えればよい。

*協議結果(2)市民パワー提案の検討事項とその取り扱いについて

・検討委員会における議題項目としてあがったことを記録にとどめる。

H20.12.15 第15回 議会改革検討委員会

第14回の会議結果として、7項目の取り扱いについて確認された。

H24.1.26 第13回 議会制度検討委員会

議会改革・運営ビジョンの策定に向けた

大項目 自治基本条例第25条（市議会議員の責務）

中項目 市民全体の利益を優先した政策提言

検討すべき事項 市民益につながる政策提言 検討の中で、

「全議員が政策形成サイクルに関与していくことが大切。議員の質問の趣旨が伝わっていないこともあり、反問権を認めたらどうか。」の意見が出された。

ただし、この事項のまとめの原稿は、「議員活動を通じて、政策提言のためのシーズを拾い上げ、議会における全員参加型の政策形成サイクルに反映させていく。」であり、反問権については記載されていない。

H24.2.1 全員協議会

ここまでの検討経過と、検討結果について、議会制度検討委員会から提出した資料には、この事項の主な意見等として、上記の反問権に関する意見がそのまま記載されていた。ただし、まとめの原稿ではなかったせいか、最終的に、「議会改革・運営ビジョン」には、反問権については記載されていない。

全員協議会でも、この事項に関して発言が出されていない。

H24.10.19 第14回 議会改革推進会議

議会改革・運営ビジョンの実現に向けた議会改革提言(案)の検討項目である

「市民益につながる政策提言について」を検討。

上記の議会制度検討委員会での検討を踏まえ、市側としては反問権不要との状況から、議会改革・運営ビジョンに加え、

「反問権については、理事者側の要望があれば検討する」が追加される。

H24.11.26 全員協議会

議会改革推進会議から提出した資料内容は、上記10.19の議会改革推進会議と同じ。

検討項目 「市民益につながる政策提言」

- ・議員活動を通じて、政策提言のためのシーズを拾い上げ、議会における全員参加型の政策形成サイクルに反映させていく。
- ・反問権については、理事者側の要望があれば検討する。

H24.12.21 議会運営委員会

議会改革推進会議から7件提出された議会改革提案の第22号として提出され、機関決定される。

→議長名で議会改革・運営ビジョンの実現に向けた決定事項として取り組むことが報告される。

H25.3.22 議会改革・運営ビジョンの実現に向けた取り組み（まとめ）

「市民益につながる政策提言」の決定した実現方策等に上記の内容で記載される。